

有料老人ホーム等における食中毒・感染症等対応マニュアル

令和4年3月24日作成

このマニュアルは、中津川市内の有料老人ホーム等内において、食中毒・感染症等が発生した場合の対応手順です。

下記の手順に従い、各機関へ報告してください。

1 対象施設

中津川市内の有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む）

2 食中毒・感染症等が発生した場合の手順

① 食中毒・感染症等の疑いが発生

↓

② 施設内での対策の着手

- ・発生状況の記録
- ・拡散防止措置
- ・必要に応じ、救急車を要請

↓

③ 施設長は状況を把握し、入所者のご家族へ報告する。

↓

④ 次の（１）～（３）のいずれかの条件に当てはまる場合は、恵那保健所及び中津川市高齢支援課へ報告する。

- （１） 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- （２） 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全入所者の半数以上発生した場合
- （３） 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が報告を必要と認めた場合

【報告先】

恵那保健所	TEL：0573-26-1111
	FAX：0573-25-1174
中津川市高齢支援課	TEL：0573-66-1111
	FAX：0573-62-0058

【報告方法】

食中毒又は感染症等の患者が発生 → 様式1
食中毒又は感染症等の患者が死亡 → 様式2
食中毒又は感染症等患者発生時における経過記録表 → 様式3